

看過された広域避難者の意向 (3)

新潟・山形・秋田県のエビデンスから見た支援策の批判的検討

高橋 若菜・清水 奈名子・高橋 知花

第3編のはじめに 一本稿の目的と位置づけ

広域避難者は、震災後11年目に入る今日でも登録されているだけでも3万人を超え、厳しい生活状況に置かれている人が少なくない。しかし、広域避難者への包括的な全国調査は2015年度で打ち切れ、支援も縮小の一途をたどり、避難者が置かれた状況は不可視化されてきている。その一方、避難者を迎え入れた自治体の一部では、避難者意向調査を10年にわたり毎年継続的に実施し、それらを踏まえた上で独自の支援策を講じている。そこで本稿では、自治体調査を公的なエビデンスと位置づけ、広域避難者が置かれた状況を把握するとともに、避難者調査や支援の打ち切りが、エビデンスに基づいて妥当であったのかを検証することを目的とした。この目的に則し、以下の手順で検証を進めることとした。

- ① 自治体による避難者調査の全体像を把握する (第I節 (第1編))。
 - ② 自治体エビデンスの事例として、新潟県、山形県、秋田県をとりあげ、それぞれ避難者支援体制の構築や経緯、先行研究の把握、調査のあらまし (2019年度分まで)、を把握する (第II節 (第1編))。
 - ③ 2013年度から2015年度まで行われた福島県による全国調査をレビューする (第III節 (第2編))。
 - ④ 新潟県、山形県、秋田県における調査 (2019年度分まで) と、福島県による全国調査 (2013年度から2015年度まで) をもとに、2012-15年、2016-19年にわけて、避難状況と支援ニーズを比較分析する (第IV節 (第2編、第3編))。
 - ⑤ 以上を踏まえ、エビデンスから見た支援策の批判的な検討を行う (第V節 (第3編))。
- 本第3編においては、まず、第IV節のエビデ

ンスの横断的比較分析の続きを行う。すなわち第2編では、2012-15年の全項目と、2016-19年の出身地域、初期避難の理由、家族構成、避難元との往来、住民票の異動、居住の形態、経済状況までを横断分析していた。そこで本編では、2016-19年度の情報ニーズからはじめ、原子力損害賠償への考え、健康状況、子育て状況、今後の予定、困りごと・必要な支援、といった項目を分析する。比較に際しては、数値的に現れているものを主体としつつも、各調査における自由記述も活用し、どのようなエビデンスが提起されているかを確認していく。その上で、第V節において、エビデンスを照射して、支援策への批判的検討を加える。

IV 避難者調査の分析 (続き)

(3) 比較考察 (2016-19年) (続き)

情報ニーズ

避難者支援に関する情報について、具体的な質問項目を設定していたのは、山形県である。表15は、2016～19年度の調査から、必要とする情報について1～3位を抽出したものである。いずれも最も高いのは「住宅に関すること」となっている。民間借上げ仮設住宅の停止に伴い、住宅確保が切実な課題となったことが読み取れる。続いて、いずれの年でも第2位となったのは、「健康に関すること」だった。

一方支援ニーズ情報とは別に、自由記述の中で

表15 希望する情報 (山形県 2016-19)

	1位	2位	3位
2016	住宅に関すること (60.5%)	健康に関すること (29.2%)	山形県内の生活情報 (24.0%)
2017	住宅に関すること (51.1%)	健康に関すること (30.1%)	仕事に関すること (28.4%)
2018	住宅に関すること (40.0%)	健康に関すること (30.0%)	仕事に関すること (27.0%)
2019	住宅に関すること (36.5%)	健康に関すること (32.1%)	仕事に関すること (26.3%)

目立ったのは、放射線や被ばくに関する情報ニーズだった。

例えば、「被ばくの危険性についてが、あやふやなまま。実際に甲状腺癌を発症している小児は多く、増加傾向にすらあるにも関わらず、『因果関係は認められない』と言われてしています。本当でしょうか？福島の子供たちばかり小児の甲状腺癌になってしまうのはなぜでしょう。それすら問題視されず、情報も表には出ません。なぜ隠すんでしょうか。福島は『安全』とばかりアピールされていますが、子供たちの実状は知らされないままです。本当に『安全』ならば、正確な情報を開示すべきです」(新潟・2017)との記述があり、放射線影響等に関する情報がないことへの不満や不信が読み取れる。また、初期にSPEEDI隠しなどがあったことについて、「国や福島県がきちんと情報を出してくれていたなら、子どもを被ばくさせる事なく避難できていたのにと、年過ぎた今現在でも悔しく思っている」(新潟・2017)「放射線を浴びてしまってから、あの時は線量が高かったという情報がわかる絶望感」(新潟・2017)といった記述が並ぶことから、事故当時に正確な情報が伝えられなかった、いわば国によるリスクコミュニケーションの失敗に対する問題提起も読み取れる。それゆえ、「危険な事が起こった時、正しい情報をすぐに知れるようにしてほしい」(新潟・2017)というような情報ニーズも明記されている。

さらに、支援ニーズについても、「政府・自治体から、帰還ばかりでなく、ほかの積極的な提案ということも、もっと行なわれてよかったのではないかと思う。例えば、農業に従事していた避難者に対しては、出身自治体の枠を超えて移住可能な休耕地の情報提供、移住のサポート、移住事例の紹介など」(新潟・2017)といったように、帰還一辺倒ではない支援情報のニーズがあったことも読み取れる。

原子力損害賠償：低い満足度、強い批判

新潟県 2017 年の総合調査では、賠償についての満足度について質問がなされている。その結果をまとめた図 40 によれば、満足と回答したのは全体の 5%にとどまり、全体の 66%、区域外の 72%が不満と答えた。賠償や支援に関する強い

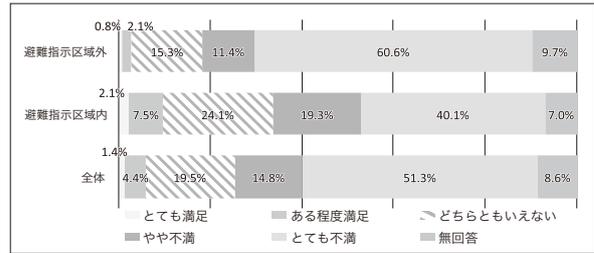


図 40 賠償に対する満足度 2017 年度 新潟

批判は、自由記述の中でも多数見られた。

具体的には、「賠償を受けた人が叩かれその賠償内容に不満があっても言えない空気が出来ていった。賠償金の格差で故郷にも帰れず親族間にも亀裂が生じる」(新潟・2017)などである。賠償金の格差が人間関係にも深い影を落としていることが改めて確認できる。また、避難指示区域外の中には、「賠償金を出して欲しい。今後の生活が不安だらけです。夫の仕事がない。先が見えない！！！！！！」(新潟・2017)など、賠償金を得られない中での経済的苦境について、悲鳴に近い記述が並んでいる。

健康状況：続く心身の不調・悪化も

新潟県の 2016 年、2018-19 年調査では、心の健康に不安や心配を感じている家族がいるとの回答は 4 割を超えてきており、2015 年の 38% に比べて漸増している (図 41)。山形でも同様に、2 割から 3 割へ増加しており、秋田は心身不調を訴える声は 2 割弱を保持している。精神的な不調も多く、「心を病んでいて、先々とても不安に感じています」(秋田・2017)、「まともに物事を考えるためにはかなり労力を使います。集中力が低下していて、このアンケートを書き上げるまで一週間かかりました。普通の人になるための心の決断がなかなかできなくてずっと悩んでいます。『避難病』煩っています」(秋田・2017)といった記述

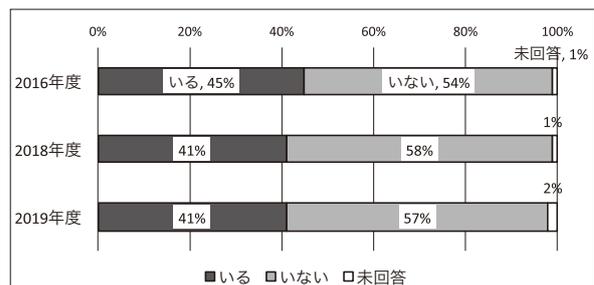


図 41 新潟県：家族の健康状態 (2016、18-19)

も見られる。

なお、新潟調査 (2017) では、「被曝の可能性による自分の将来の健康が不安」と回答した割合は、全体で 54.3% にのぼる。さらに同調査では、帰還者と避難継続者で比較すると、「特に帰還者は、健康面に関する不安意識が強い」ことが明らかであり、このことが、避難継続の希望へ繋がっていることがわかる。また、「子ども (事故前も事故後も。親も被ばくしている) たちの健康。甲状腺・白血病 etc. 検査を年 1 回はしてほしい。保障してほしい」(秋田・2018) との、健康調査続行要望にも繋がっていることが確認できる。

子育て状況

子育て状況については、2011-15 年と同様に、山形県調査が最も手厚い。教育や子育てで困っていることについては、「進学や進路が心配」がトップの 55% (2016 年) に躍り出た。避難生活も長引き、子どもは成長していることから、心配の内容が変容していることがわかる。同様に、「子育て、教育にかかる経済的負担が大きい」という割合も 40.0% に上り、経済的困窮が子育てにも濃い影を落としていることが読み取れる。この点、「保育料の半額助成についてはたいへん助かった」(秋田・2016) など、支援への感謝の声もある。

一方、いじめが子育て状況において暗い影を落としていることは自由記述から読み取れる。「初めの頃はいじめにあって辛い思い出ばかりです。あの頃はまだ、偏見があり、疫病神、福島はくさい、学校に来るな!と言われた」(新潟・2017・高校生)、「中学の時にいじめにあって人間が信じられない」(新潟・2017・高校生)、「福島から来てる事を隠しているのが、とても辛く悲しい。福島ナンバーの車に乗ってるのを見られるのがいやだ。いじめられたらいやだ。兄弟と別に住んでとてもいやです。お母さんと 2 人で住んでつまらなかった。怒るのでいやです」(新潟・2017・子ども・年齢不明) など、子どもの赤裸々な声も綴られていた。

今後の予定 (生活拠点の意向とその理由)

避難者は、今後の生活拠点について、どのような意向を示しているのだろうか。

図 42 から 44 によれば、避難先に定住している、

あるいは今後定住したい、を選択した割合が半数以上と顕著に高かったのは、秋田県であった。一方で、いずれは帰県したいと答えた避難者の割合は、2015 年度までと比べれば、いずれの県でも低くなってきており、特に山形県では 2016 年には 13.5% であったところ、2019 年度には 5.1% へと減っている。しかしこの数値だけで、帰還希望が少なくなったと見なすのは早計である。特段に注意が必要なのは、いずれの県でも未定率が高いという点である。とりわけ山形県では半数を超える。これらを詳細に見ると、そのデータの大半は、いつ戻るかは決められないと述べており、汚染が続く限りにおいて、あるいは子どもが成人する、卒業するなどの何らかの節目を迎えるまで、帰県が難しいと多くの避難者が感じているものの、避難先にとどまりながら、望郷の念を持ち続けていることが明らかである。新潟県、秋田県においても、未定やその他を選択した割合は、漸増している。住居の打ち切りがなされた後においても、望郷の念を多くの人が抱えつつ、将来が不確かな状況に置かれている様子を、これらのデータから読み取ることができる。

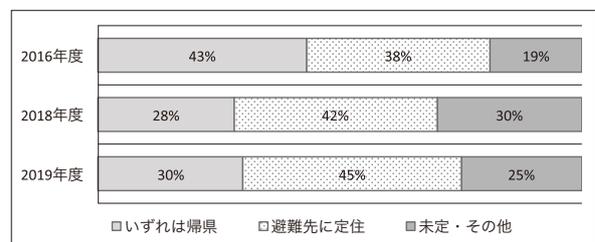


図 42 今後の予定 (新潟県)

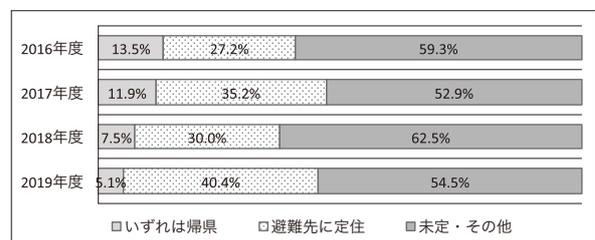


図 43 今後の予定 (山形県)

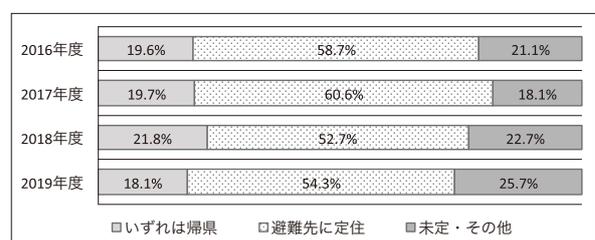


図 44 今後の予定 (秋田県)

困りごとと必要な支援

困りごとや必要な支援は、設問の方法や選択肢（あるいは自由記述のみ）の数や種類、聞き方についてはややばらつきがあるものの、いずれの県においても継続的に質問されている内容である。総じて、生活資金や住まいなどに関する困りごとが2016年度以降も続いていることが確認できる。まず、選択式となっている山形県の調査によれば、「生活で困っていること」について、生活資金との回答が6～7割、住まいとの回答が約5割である。生活費の負担が重いとの回答は、新潟県でも第1位であり続け、同様に秋田県でも生活資金のことが困りごとの第1位にあげられている。第1編（51頁）でも紹介したように、避難世帯の収入は、転職等の事情により平均10.5万円減少している（新潟県・2017年度総合調査）。その分多くの世帯が生活を切り詰めていることも明らかになっているが、それでも足りず、預貯金の取り崩しは全体では3割超、区域外避難世帯では全体の約45%に及んでいる。全般に極めて厳しい状況にあることが、公的エビデンスからも改めて確認できる。

一方で、健康への不安が、2016年には山形県で第3位となっていたところ、2017-19年においては、第2位へと浮上していることは、特段の注意が必要である。新潟県の調査によれば、病気を抱えている、放射能の影響への不安といった回答に加え、先行き不透明で将来不安、家族離ればなれの生活、孤立、頼れる人がいない、希望する職が見つからない、避難先での暮らし、環境変化、人間関係、冬の生活、余裕がない、ストレスで気持ち・精神的に苦しい、といった回答がなされている。この調査結果は、前掲の「経済状況」「健康状況」「子育て状況」「今後の予定（高い未定率）」とも符合する。先行き不透明で、困窮が進む中で、心身の健康が損なわれていることは、数々の先行研究が示しているところであるが（新潟県精神保健福祉協会編、2019；松井、2021；辻内、2019）、公的エビデンスからも改めて確認できることを強調しておきたい。

以上の「困りごと」は、表17の「必要な支援」とコインの両面の関係をなしている。前第2編では、2015年度までの調査でも、福島県全国調査で「生活資金」との回答が2013年と2015年で1位、秋田県では4年を通して1位であり続けるな

表16 今後の避難生活への困りごと、不安

2016年度

	1位	2位	3位
新潟	借り上げ住宅終了後の住居	生活費の負担が重い	子育て、学校
山形	生活資金のこと (64.6%)	住まいのこと (52.6%)	自分や家族の身体の健康 (42.7%)

2017年度

	1位	2位	3位
山形	生活資金のこと (68.2%)	自分や家族の身体の健康 (47.7%)	住まいのこと (47.2%)
秋田	生活資金のこと (34.6%)	特に困っていることはない (27.6%)	住まいのこと (24.4%)

2018年度

	1位	2位	3位
新潟	生活費の負担が重い	健康（病気を抱えている、放射能の影響への不安）	民間賃貸住宅家賃補助終了
山形	生活資金のこと (64.0%)	自分や家族の身体の健康 (49.0%)	住まいのこと (40.5%)
秋田	生活資金のこと (36.4%)	住まいのこと (25.5%)	特に困っていることはない (21.8%)

2019年度

	1位	2位	3位
新潟	生活費の負担が重い	健康（病気を抱えている、放射能の影響への不安）	子育て、学校
山形	生活資金のこと (58.3%)	自分や家族の身体の健康 (48.1%)	住まいのこと (34.0%)

注：山形・秋田は複数回答、新潟は自由記述のため%表示不可

ど、要望が高いことを述べた。山形県と秋田県による2016年度以降の調査では、必要な支援として、住宅に関することや避難生活に対する助成を望む回答が2018年の秋田を除き継続して第一位に挙げられている。避難者は依然として生活をする上での住宅や生活資金の困難を抱え、支援を切望している。支援の打ち切りは避難者のニーズと相反するものであり、避難者の意向が反映されない政策が進められていることを証明するのに十分なものと結論づけられる。

帰還の条件

それでは、どのような状況になれば福島県へ戻りたいのであろうか。2015年度までで最も多かつ

表 17 必要な支援 (2016-19)

2016 年度

	1 位	2 位	3 位
新潟	借り上げ住宅の帰還延長	高速道路の無料措置の延長	情報提供 (支援情報、避難元の情報提供)
山形	住宅に関すること (52.3%)	生活情報の提供の充実 (28.4%)	生活資金についての相談 (27.2%)
秋田	避難生活に対する助成 (32.8%)	医療費の助成 (21.2%)	子どもの教育・学習 (18.0%)

2017 年度

	1 位	2 位	3 位
山形	住宅に関すること (39.8%)	生活情報の提供の充実 (29.0%)	生活資金についての相談 (26.7%)
秋田	避難生活に対する助成 (27.6%)	医療費の助成 (21.3%)	子どもの教育・学習 (17.3%)

※新潟県の 2017 年は総合調査のため、該当項目なし。

2018 年度

	1 位	2 位	3 位
新潟	避難者への支援の継続	民間賃貸住宅家賃補助の継続	高速道路の無料措置の延長
山形	住宅に関すること (36.0%)	生活情報の提供の充実 (25.0%)	生活資金についての相談 (22.0%)
秋田	医療費の助成 (26.4%)	避難生活に対する助成 (21.8%)	子どもの教育・学習 (17.3%)

2019 年度

	1 位	2 位	3 位
新潟	避難者への支援の継続	高速道路の無料措置の延長	医療費補助/情報提供 (支援情報、避難元の情報提供)
山形	住宅に関すること (26.9%)	生活情報の提供の充実 (23.7%)	生活資金についての相談 (20.5%)
秋田	避難生活に対する助成 (25.7%)	医療費の助成 (22.9%)	子どもの教育・学習 (19.0%)

注：福島・山形は複数回答、新潟は自由記述のため%表示不可、秋田は複数回答・4つ以内を選択。

たのは、放射線量、除染の状況であった。新潟へ定住を希望する理由は、当初は放射線量を理由に挙げた世帯が、とりわけ区域外で非常に多かった (第 2 編参照)。しかし、年を経るごとにその割合は下がった。逆に、生活の安定 (子ども・仕事のこと、慣れ、周囲の人間関係) を挙げた世帯の割合が、区域内外をとわず、年を経るごとに大幅に増えている。また転職、転勤なども重要な項目となっている (表 18)。一方、未定の理由については、やはり放射線量を理由に挙げた世帯であり、「先行き不透明」であること、「家庭内で結論が出ていない」、経済的理由、進学理由など、様々な苦悩が回答に上がっていた。

以上の分析結果の概要をまとめたものが、次ページの表 19 である。総じて、2015 年までの全国調査

でも確認された避難者の窮状が 2016 年度以降も継続し、民間借上げ仮設住宅打ち切りにより悪化している様子が読み取れる。少なからぬ世帯が放射能による健康不安や子育て上の諸事情等から帰還も選べず、自己契約で賃貸をし続け、経済的困窮に直面している。生活破壊の際にある避難生活が不可視化されたまま現在も続いていることを、公的エビデンスは如実に示していることが明らかである。

表 18 帰還の条件、不安、課題 (2016-19)

2016 年度

	1 位	2 位	3 位
新潟	入学・卒業の時期	放射線量、除染の状況/就職、転勤、職場の再開	家庭内で結論が出ない
山形	放射線の影響のこと (53.8%)	生活資金のこと (41.5%)	仕事のこと (39.8%)
秋田	子どもの育児、教育を優先したい (46.2%)	放射線による健康への影響が不安 (38.5%)	被災地での住宅が確保できない/街の再生など被災地の復興の目処が不明 (26.9%)

2017 年度

	1 位	2 位	3 位
山形	生活資金のこと (47.3%)	放射線の影響のこと (46.4%)	仕事のこと (41.8%)
秋田	子どもの育児、教育を優先したい/その他 (31.8%)	放射線による健康への影響が不安 (27.3%)	住宅が確保できない (13.6%)

2018 年度

	1 位	2 位	3 位
新潟	子が新潟県内に就学中、又は通学先未定	就職、転勤、職場の再開	放射線量、除染の状況/地元での住居の確保(修理含む)
山形	仕事のこと (46.3%)	放射線の影響のこと (44.8%)	生活資金のこと (44.8%)
秋田	子どもの育児、教育を優先したい (36.8%)	放射線による健康への影響が不安 (31.6%)	住宅が確保できない (21.1%)

2019 年度

	1 位	2 位	3 位
新潟	子が新潟県内に就学中、又は通学先未定	就職、転勤、職場の再開	先行き不透明(先のことが分からない)/不安定(体調不良等)
山形	仕事のこと (48.8%)	生活資金のこと (41.9%)	放射線の影響のこと (40.7%)
秋田	子どもの育児、教育を優先したい (58.8%)	帰還先での仕事が見つからない (29.4%)	放射線による健康への影響が不安 (23.5%)

注：新潟県は帰還の時期や判断未定の理由の項目を対象とした新潟県は自由記述のため%不可、山形・秋田は複数回答。

表 19 2011-15 年と 2016-20 年の広域避難者概況比較まとめ

	2011-15 (新潟・山形・秋田・福島) ※	2016-20 (新潟・山形・秋田)
出身地域	警戒区域等内外が混在 福島(2015)では区域内が約6割。新潟は当初区域内7割が14年以降過半数が区域外に逆転。山形県は7割以上が区域外。	区域内外が混在する傾向が続く 区域内外別の把握は新潟県のみ。区域ないに比べ、区域外の減少率が大い。支援終了に伴い帰還を余儀なくされるケースも。
避難の理由	高い放射線不安 「放射線」に関する健康影響等への不安や心配が、各県1-2位。2013年度も避難の最大の理由であり続ける。	子どもの教育や進学、放射能健康影響不安 子どもの教育や進学(新潟・秋田)、仕事(山形)が1位、放射能による健康影響への不安も各県2-3位。国の情報への不信も根強い。
世帯構成	顕著な家族離散と母子避難 各県とも、家族全員での避難は3割前後。子避難が3-4割、それ以外の家族分離3割。	続く世帯分離 山形県子育て世帯6割。母子避難から世帯避難意向も漸増も、母子避難継続も多い。
避難元との往来	頻繁な往来 全国調査では月1回以上が27%。母子避難が多い新潟や山形では月2回以上が6割超。	続く往来 世帯避難の漸増により往来はやや減少するも、山形調査では月1回以上が半数以上。
住民票の異動	多くが異動せず 2013年度は、福島、山形、秋田では、住民票を不異動が、約7割、6割、4割。異動によりサービス・情報不受理を懸念。	異動が各県1-2割増も、依然不異動多い 秋田県は全員異動が6割、新潟・山形は異動しないが約半数。住民票異動による医療費助成打ち切り等を懸念。
居住形態(図1)	民間借上げ仮設住宅が多い 民間借上げ仮設住宅などの応急仮設住宅入居率が全調査で5-7割程度。自己負担少。区域外避難はより多く、母子避難を裏付け。	民間借上げ住宅→自己負担賃貸増へ 自主避難者への民間借上げ仮設住宅打ち切りにより、自己負担による賃貸が山形・新潟秋田ともに4割へ急増、維持。
経済状況	区域外避難中心に二重家計による経済的困難多が顕著、預貯金取り崩しも 秋田県調査では「かかり増し」が8割以上。避難元の家族や夫からの仕送り、貯金切り崩しなど経済的困難多が顕著。	経済状況悪化顕著：預貯金崩し、不安増大 秋田調査の「かかり増し」8割継続。預貯金取り崩しが各県2-4割。新潟で、収入減平均10万円。区域外避難者の今後の経済的不安が8割超。住宅支援打ち切りの影響。
情報ニーズ	信頼性・透明性、情報ニーズのズレ 福島県調査では、東京電力の賠償に関する情報、避難元の復興状況、避難元の放射線や除染に関する情報の要請多。	山形は住宅に関する情報ニーズが例年通じて高い、避難元より生活情報を求める声が多数、避難生活支援の情報ニーズも高い
原子力損害賠償	高い情報ニーズ、生活の苦しさ訴え、不公平感、理不尽さ、スピードアップ要望 加害者主導の理不尽さや不公平感、苦境を訴える切実な記述多。	低い満足度、強い批判 新潟2017年調査では満足5%、全体の66%、区域外72%が不満。賠償へのバッシングや亀裂、いじめ。賠償金不受理による困窮。
健康状況	心身の不調が顕著に 各県自由記述等において、先行き不安、強いストレス、放射線影響懸念、人間関係不安、疎外感が強く、不眠、呼吸困難他の身体影響も顕在化・深刻化した記述。	続く心身の不調・悪化も 新潟で心身不調4割で推移、山形は2割から3割へ増加、秋田は心身不調を訴える声は2割弱を保持。精神的不調も多い。子どもの健康不安、甲状腺等検査希望。
子育て状況	高い経済・精神負担と行政サービス不受理 経済的負担、精神的負担、進路不安、定期検診、子育て情報や行政サービス不受理の悩みやニーズ提起も。山形県調査。	子育て支援ニーズは継続 自由記述より、いじめや偏見が散見される。山形は子育て支援を希望する世帯が15%前後で推移し、2020年は2倍。
今後の予定：高い未定率(図2)	いずれは帰県、未定ともに2-4割 放射線量の影響、子どもの進学問題等多面的困難から予定が定まらないケースが多い。秋田は避難先に定住が漸増。	避難先定住漸増、未定2-6割で増加 秋田県で避難先に定住が5-6割。新潟・山形県も3~4割へと漸増。いずれ帰県は漸減するも、未定はむしろ2-6割と漸増。自由記述より望郷の念が絶えないことが明らか。
困りごと・必要な支援	生活費、住まいが2大困難／支援ニーズ 困り事の1、2位は、各県とも、生活費の高負担、困窮、住まい、借上げ住宅終了。必要な支援の1-2位も同様。ただし福島県(2015)調査は「住宅」選択肢なし。	生活費、住まいが2大困難／支援ニーズ続く 全県において困り事の1位は、生活費負担。住まいの心配も高止まりだが、心身の健康不安が、第2位へ浮上。必要な支援も生活費助成や住まい等支援。

出所：高橋(2021)P.24、表2を一部改変。

V エビデンスから見た支援策の批判的検討

(1) 福島県による避難者支援事業の現状と課題

第2編第Ⅲ節、並びに第3編第Ⅳ節において検証したように、受け入れ自治体による避難者アンケート調査によれば、特に福島県外の区域外避難者への借上げ住宅支援が打ち切られていった時期に、一部の避難者の窮状は悪化していた。さらに表20にまとめたように、一部の帰還困難区域を残して、政府による避難指示の解除が2014年4月から2020年3月にかけて進められてきた。避難指示が解除された区域であっても、山林の除染は完了していないこと、また帰還困難区域に隣接していることなどの理由で、放射線量が高い地域は点在している¹。さらに商業施設や医療機関などの整備が進んでいない地域も多く、住民の帰還は進んでいない²。加えて除本(2016)が指摘

表20 避難指示が解除された年月日・地域・居住率



居住率は住民登録者数に占める現居住者の割合

解除された年月日	解除された地域	居住率
2014年4月1日	田村市都路地区	83.9%
2014年10月1日	川内村	45.1%
2015年9月5日	楢葉町	59.7%
2016年6月12日	葛尾村※	33.7%
2016年7月12日	南相馬市	56.0%
2017年3月31日	浪江町※	11.4%
同上	川俣町山木屋地区	47.4%
同上	飯館村※	29.7%
2017年4月1日	富岡町※	17.7%
2019年4月10日	大熊町※	54.8%
2020年3月4日	双葉町※	データなし

※は帰還困難区域を抱える自治体
出典：福島県(2020)「避難指示区域の概念図 令和2年3月10日時点 双葉町・大熊町・富岡町の避難指示区域の解除後」。時事通信記事「居住3割、帰還頭打ち 避難解除区域、存続に危機感」(2021年2月22日付)

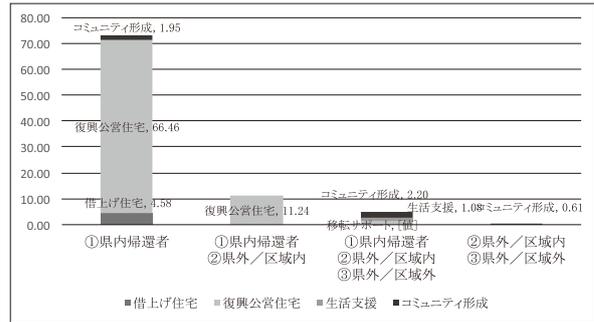


図45 福島県による避難者支援事業予算内訳(億円)(生活保護法による生活支援を除く)

出典：福島県(2021)に基づき作成

するように、原則として避難指示解除から1年後には東電からの区域内避難者への感謝料等の支払いが終了することから、区域内避難者であっても避難を継続する場合には、自費で生活費等の負担が発生することになったのである。

その一方で、福島県への帰還を進めるための支援や、福島県内の避難者に対する支援は、住宅支援を打ち切った2017年以降も多額の予算をつけて続けられてきた。図45と表21は、2021年3月に「福島県による避難者支援事業一覧³」として公開された支援事業と予算額のうち、アンケート調査でニーズの高かった住宅支援、生活資金支援、そしてコミュニティ形成支援に関する事業とその対象者の内訳を示している。この図表からも明らかなように、まだ避難指示が解除されていない一部の区域外避難者を除けば、福島県外において避難を継続している避難者が利用可能な支援は限られており、特に住宅支援策に関しては現在の避難先からの帰還を促進する事業、または移転の支援のみとなっていることが分かる。その一方で、県内避難者や帰還者を対象とした住宅支援は手厚く、復興公営住宅、災害公営住宅の整備や、住宅再建支援などに多額の予算がつけられている。

また生活支援としては、①生活福祉資金の貸付(東日本大震災により被災した低所得世帯(震災により低所得となった世帯を含む))、②生活保護法による支援、③福島県勤労者支援融資制度が支援事業一覧には掲載されており、3つはいずれも福島県内外問わず利用できることとされている。しかしながら、②の生活保護は震災以前から利用可能な制度であること、また①は資金の「貸付」であり、③は融資制度であるため、最も困窮した世帯

表 21 2021 年度福島県支援事業の内訳

凡例：○ = 対象者の地域制限なし △ = 対象者の地域制限あり

種別	事業名	予算額	県内避難者・帰還者	県外/区域内	県外/区域外
住宅支援					
借上げ住宅の提供	① 借上げ住宅（民間賃貸住宅）の提供	4億2,706万円	○		
借上げ住宅の提供	② 入退去管理の支援	3,081万円	○		
	計	4億5,787万円			
復興公営住宅の整備、住宅再建等の支援	① 復興公営住宅の整備	52億0,799万円	○		
復興公営住宅の整備、住宅再建等の支援	② 帰還者向け災害公営住宅等の整備（双葉町への帰還者・転入者）	14億3,795万円	○		
	計	66億4,594万円			
復興公営住宅の整備、住宅再建等の支援	⑥ 福島県避難市町村生活再建支援事業（避難市町村家賃等支援事業：大熊町・双葉町住民対象）	11億2,413万円	○	△	
復興公営住宅の整備、住宅再建等の支援	⑤ ふるさと帰還促進事業	500万円		市町村	市町村
	計	11億2,913万円			
復興公営住宅の整備、住宅再建等の支援	③ 「住んでふくしま」空き家対策総合支援事業	1億4,600万円	○	○	○
復興公営住宅の整備、住宅再建等の支援	⑦ 避難者住宅確保・移転サポート事業（福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟在住避難者）	1,005万円	○	△	△
復興公営住宅の整備、住宅再建等の支援	④ 被災者生活再建支援制度	予算額記載なし	○	△	△
	計	1億5,605万円			
生活資金の支援					
生活支援	① 生活福祉資金の貸付（東日本大震災により被災した低所得世帯（震災により低所得となった世帯を含む））	5,794万円	○	○	○
生活支援	② 生活保護法による支援	31億8,289万円	○	○	○
生活支援	③ 福島県勤労者支援融資制度	5,000万円	○	○	○
	計	32億9,083万円		※生活保護法を除くと1億794万円	
コミュニティ形成・相談支援					
コミュニティ形成	① 生活拠点コミュニティ形成支援事業	1億9,501万円	△		
	計	1億9,501万円			
コミュニティ形成	③ ふるさとふくしま交流・相談支援事業（県外への復興支援員の設置 埼玉・東京・千葉・神奈川・群馬・山形・茨城・新潟・栃木）	6,128万円		○	○
	計	6,128万円			
コミュニティ形成	⑤ ふるさとふくしま交流・相談支援事業（生活再建支援拠点の設置）	2億1,972万円	○	○	○
	計	2億1,972万円			
コミュニティ形成	② ふるさとふくしま交流・相談支援事業（避難者支援団体への補助を通じた県外避難者支援）	2億7,500万円		団体	団体
コミュニティ形成	④ ふるさとふくしま交流・相談支援事業（全国的な避難者支援ネットワークを活用した支援）	2,089万円		支援員	支援員
コミュニティ形成	⑥ ふるさとふくしま交流・相談支援事業（県内避難者・帰還者支援事業）	1億7,700万円	団体		
コミュニティ形成	⑦ 地域創生総合支援事業（サポート事業）	2億3,900万円	団体		
コミュニティ形成	⑧ ふるさと・きずな維持・再生支援事業	9,642万円	団体	団体	団体
コミュニティ形成	⑨ NPO強化による地域活性化事業	1,666万円	団体		
	計	8億2,497万円			

出典：福島県（2021）に基づき作成。1万円未満切り捨て。

には利用しづらい可能性がある。さらにコミュニティ形成支援策を見ると、福島県内避難者や帰還者への支援策には多くの予算が割かれている一方で、県外避難者が利用できる支援の予算は限られており、また避難者支援団体への支援事業が多いため⁴、支援団体による活動にアクセスできない避難者には届かない支援策になっている点も指摘できよう。

以上のように、支援策の一覧を概観すると現在も多くの支援策が継続しているように見えるが、その内訳を確認していくと、避難指示区域内外を問わず福島県外避難者が利用できる支援は限られており、帰還促進や県内避難者支援事業が中心となっていることが分かる。こうして全国に散在す

る広域避難者を対象とした福島県による支援が先細るなか、定期的な避難者アンケート調査を実施することでその支援ニーズの把握に努めてきた受け入れ自治体は、独自の支援活動を続けてきた。続く（2）では、新潟県、山形県、秋田県による支援策とその特徴を検討する。

（2）新潟・山形・秋田県による支援策

新潟県、山形県、秋田県では、各県庁内に設置された対策課がアンケート調査を継続することによって幅広いニーズを把握しつつ、県内のNPO団体、市町村などとの連携を通じて多面的な支援施策を実施してきた。以下では、各県によって実施された住宅・生活資金に関する支援策、コミュ

ニティ形成・相談支援を見てみたい。

住宅・生活資金に関する支援策

国による区域外避難者への民間借上げ仮設住宅が打ち切られた後、各県の避難者対応にあたる課はアンケート調査をもとに避難者の意向を細やかに把握し、住宅や生活資金に関する支援策を実施してきた。その中でも、特に2016年度以降、各県実施のアンケート調査では「今後の避難生活への困りごと、不安」「必要な支援」の上位1～2位は「住まい」「生活資金」で、避難生活にとってもっとも切実な問題として現れていた。

民間借上住宅の支援打ち切り発表があった後、新潟県による2015年度のアンケート調査では、今後の予定としては「定住」「未定・その他」との回答が約6割を占めていた。帰還を選択した人々もいたこともあって2016年度にはその割合がやや減少するが、2018年度以降は「定住」「未定・その他」が再び6割ほどを占めた。この状況に対し、県では福島県が実施していた民間借上住宅の家賃補助において、不足している部分への家賃補助を行った。福島県は公営住宅から民間賃貸住宅への転居者に2017年度は最大3万円、2018年度は最大2万円の家賃補助を支給していたが、新潟県は小中学生のいる子育て世帯にはさらに1万円を上乗せした。また、家賃補助を支給する対象となるか否かを判断する収入上限要件では、福島県が15.8万円であったところを、新潟県は当初から21.4万円に緩和した。この支援は、福島県による制度終了とともに2019年3月までで終了となったが、家賃補助が打ち切りとなった後には、避難者からの相談を受け付け、県宅建協会とともに物件の準備を行うなど⁵、避難者にとっても最も切実な問題である住まいの確保について寄り添う姿勢を見せた。また、県では2016年度以降のアンケート調査における「必要な支援」として、母子避難世帯への高速バス料金及び高速道路料金の支援が上位1～3位にあげられ続けていたことも把握していた。これらの支援は2013年に実施されていたが、そのニーズの高さから現在まで継続されている。

山形県では、2016年度以降、今後の避難生活への困りごと、不安として「住まい」の回答は年々

減少が見られた反面、今後の予定は「未定・その他」の回答が5～6割を占めており、今後の予定が見通せない状況にある人々が他県と比べても多かった。このことは、2017年3月の住宅支援打ち切りを受け、住宅を確保できなかった世帯が帰還する、または住宅支援を求めることを諦めた結果とも見られた。実際に、必要な支援として「住宅に関すること」が第一位であり続けたことから、住宅支援を求める人が多く存在していたことが表れている。山形県では、福島県による借上住宅供与の2017年3月末での打ち切りに対して、公営住宅入居の優先的取扱い、2019年3月末まで県職員公舎の無償提供など、住居の確保のための支援が行われた。なお、県では避難元の住居をすでに引き払っていることを要件としており、県内での定住を予定している者向けの施策であった⁶。これら住宅支援の他に、転居の際の引っ越し費用の補助(複数世帯5万円、単身世帯3万円)によって、住まいに悩む人々に対して県内への定住を選択肢の一つとして提示し支援してきた(第1編、53頁)。

秋田県でも「生活資金のこと」「住まいのこと」に関する不安ごとが挙げられていた。一方、秋田県では2014-15年度の時点から今後の予定として「定住」を希望する回答が4割と、他県よりも多く見られた。しかし、福島県による民間借上住宅の支援の2017年3月末での打ち切りが発表された後、2016年度以降には「定住」を希望する人々が5～6割とさらに増加していた。国による支援打ち切りによって住まいのことは大きな困難を抱えたと考えられるが、秋田県への避難者には、家族に県出身者がいる、親戚・知人が住んでいるなど、県との何らかの地理的つながりがあった人々が多かったことで、定住が大きく後押しされたとも見られる。これらのアンケート調査の結果を踏まえ、秋田県は定住のための施策実施や情報提供を行うなど、避難者の生活再建に向けて大きく舵を切った⁷。2016年6月から「県内避難者生活再建支援事業」が実施され、住民票の異動を条件に、1世帯につき上限10万円の県内への引っ越し資金の補助が現在まで受けられるようになっている。民間借上住宅の支援打ち切り後の支援として、秋田県では定住支援を推し進める形で住まいに関する不安や悩みにアプローチしている。

コミュニティ形成・相談支援

各県ではアンケート調査の結果から、特に住宅・生活資金に関する支援施策を展開してきたと同時に、避難生活をサポートするために避難者との交流に重点を置いた各種支援も実施してきた。それらに取り組む中で、各県ごとに構築されたネットワークは、避難者の声を直接救いあげる回路を創出し避難者のコミュニティ形成、相談支援において有効に機能していた。

新潟県では、過去の災害経験をもとにした災害対応ガバナンスが生かされ、職員や県知事のリーダーシップによって、市町村や民間の支援団体などとの多面的な支援ネットワークが震災直後から構築されてきた。このネットワークを活用することで、避難者の「見守り支援員」としての雇用、避難者交流施設の設置のほか、保健師や医療機関・福祉部門との連携も行われ、避難者との交流からニーズを把握する体制が作り上げられた。また、「東日本大震災復興支援協議会」を設置することによって、新潟県避難者支援連絡会議の定期的開催による事例報告や避難者・支援者のニーズ集約、市町村やNPOとの連携による情報交換や合同イベントの開催など、包括的な問題把握も努められた。生活再建のための就業の要望もあったことから、例えば、就職支援のためのコンシェルジュ事業も行われた⁸。新潟県精神保健福祉協会は、避難者の生活の困窮や子どもの不登校、体調不良や精神的な不調、家族関係の悩みなどについて相談を受け、また支援者支援にも従事してきた⁹。県震災復興支援課の梁川健史課長は、避難者の困りごとやニーズが多様化しており、そのため引き続き各市町村や民間の支援団体と連携し、避難者に必要な支援や情報を提供したいと述べている¹⁰。新潟県では、このような県主体の支援取り組みに加え、長期化する避難生活の中なかで生じる課題にも対処できるような民間レベルでの支援ネットワークが存在している¹¹。

山形県では、震災後すぐに設置された山形県災害ボランティア支援本部を中心とした支援者ネットワークによって、官民協働体制の基盤が整い、現在でも活発に機能している。また、吉村美栄子県知事は特に母子避難が多かった区域外避難者への支援に積極的であったことから、知事自ら避難

者との定期的な話し合いの場を設け、支援ニーズを把握する体制が整えられた。山形県では震災以前から県、社会福祉協議会、関係する民間団体が一体となって災害に備える体制が存在していたことで、災害ボランティア支援本部では県、NPO団体、青年会議所、企業関係者など多様な主体による連携が行われてきた。同支援本部は震災から半年で閉じることになったが、支援者間を繋ぐネットワークの必要性から2011年8月からは「やまがた避難者支援協働ネットワーク」が県とNPOとの官民協働体制として機能し、現在まで支援者への支援や情報提供の拠点となってきた。

また、2013年8月に設置された「やまがた避難者支援ネットワーク」では、意見交換会の開催、支援者間の情報共有などが続けられている。2016年度以降の県実施のアンケート調査においては、希望する情報として「住宅に関すること」が多く挙げられていた。「避難者定住サポート窓口」が「復興ボランティア支援センターやまがた」に設置され、「やまがた暮らし相談会」や「今後の暮らし相談会」が順次開催されるなど、今後の住宅や生活のことをサポートする体制が複数構築されている（第1編第Ⅱ節2（1））。

秋田県では、避難者受入支援室（現：総務課被災者支援班）が、複数のNPO団体や県内各地で行われているコミュニティ活動と連携し、避難者の声を現場から掬い上げる体制が構築された。主にはNPO法人あきたパートナーシップとの連携がある。あきたパートナーシップは受入支援室と連携をとっていることで、避難者から寄せられた悩みや問題を受入支援室へと伝え、現場の声を政策に反映させることもできた。「秋田県避難者支援団体連絡会議」「避難者交流センター」などの避難者間交流を目的としたネットワーク構築や施設の設置は、避難者との日常的な交流を大事にしてきたあきたパートナーシップの提案から生まれたという¹²。2016年7月からは、あきたパートナーシップの拠点施設「遊学舎」内に相談窓口「生活再建支援拠点」を設置し、秋田県での生活や定住に関する相談体制が取られている。避難者にとっては、受入支援室の他に、避難者交流センターやあきたパートナーシップなど、複数の相談窓口が存在している¹³。また、県が運営する避難者交流

センターは、県内生活や避難元自治体に関する情報発信や、自主的なサークル活動の場となっている。センター内には相談支援員が在中しており、センターにすれば相談事を話せる機会がある。保健師による相談会も、当センターにおいて実施されており、このような交流の場を生かして定期的な相談体制を設けている。また県内各地で行われている避難者同士のコミュニティ活動においても保健師の相談会を実施していることで、現場との連携を生かして、避難者の悩みや不安に対処するような仕組みが構築された。

他方、避難者を支援相談員として雇用し戸別訪問が現在まで継続されている。同じ被災者として共感できる点を多く持つ支援相談員は、訪問を通じて避難者の思いや要望を直接すくいとることができ、解決に向けてアドバイスするとともに、制度上の問題は被災県や国に伝えているという¹⁴。秋田県では地縁血縁を頼りに避難し、民間借上住宅の無償提供終了後にはそのまま定住した人が多いと考えられるが、以上のような相談の場や交流の場は、避難者の数が他県と比べても圧倒的に少ない地で、地縁血縁関係以外に悩みを打ち明けられる場所ともなっていたと考えられる。

おわりに

本稿では、自治体に蓄積された公的エビデンスが、不可視化されてきた避難者状況を照らし出していることを明らかにした。また2016年度以降に全国調査の停止や支援が打ち切られたが、そうした措置は、公的エビデンスに真っ向から反していることも詳細に確認した。

国が調査や支援を打ち切る中で、支援を提供し続けてきた主体の一つが、避難者を迎え入れた自治体である。エビデンスに基づいた、県レベルでの寄り添った支援策は、避難者たちのニーズに即しており、一定程度の救済に資している。いずれの県のアンケートにおいても、自由記述等において、繰り返し謝意が表明されていることも、確認しておきたい。

とはいえ、自治体レベルでの施策のみでは、避難者の窮状を救うに十分ではなかったこともまた、各県のアンケートから確認できる。生活資金不足や住まいの確保に困難を抱え、心身ともに健

康を損ねていく様子を、公的エビデンスははっきりと捉えている。このことについて、先述の新潟県精神保健福祉協会編は支援活動や調査を通し、避難の長期化に伴って、困難が深まり、深刻化していることへの強い懸念を表明している¹⁵。これは本章第IV節における「健康状況」のエビデンスと合致していた。松井は、「心のケア」は「たんに、心だけを対象として解決が図られるものではない。避難者が望む生活の再建を支援して初めて、その精神状態の回復も得られるはず」だと述べた¹⁶。しかしながら、避難者たちは、望む選択肢を与えられないままに、分断、差別、偏見にあり、避難者であることを隠し、自己肯定を失っている。すなわち真の心のケアが決して得られない状態で、破壊の際にある避難生活が、不可視化されたまま現在も続いていることを、公的エビデンスは如実に示した。民間借上げ仮設住宅の打ち切り後も、少なからぬ世帯が放射能による健康不安や子育て上の諸事情などから帰還も選べず、自己契約で賃貸をし続け、経済的困窮に直面してきたことが明らかになった。この状況を日野は原発棄民と評したが、それは、まさに当事者たちの実感そのものだった¹⁷。

最も痛ましい結末がメディアにも流されたのは、民間借上仮設住宅打ち切りの直後であった。2017年5月に、神奈川県に母子避難していた女性が自死を選んだ¹⁸。女性は、事故後に高い放射線量が計測された地域の一つである中通りの郡山市から、夫の賛意を得られぬままに東京都へ避難していた。ダブルワークや夫の世話のための帰宅に疲れ切っていたところに、民間借上げ仮設住宅支援の停止が重なり、心身ともに病み自死を選んだという。2017年6月に、新潟県に自主避難をしていた家族の長男も自死を選んだ¹⁹。やはり民間借上げ仮設住宅が打ち切られ、生活のためと父親が除染作業員として一人南相馬市に戻った後、中学校三年生の息子が自ら命を絶ったという。このような痛ましい状況があり、数多くの避難者たちの窮状を示すエビデンスがある一方で、公営住宅に避難した「自主」避難者たちが、逆に立ち退き訴訟で訴えられたり、圧力をかけられたりしており、また誹謗中傷も起きているという。このようにセーフティネットがはずれたとしか言いよう

がない事態が進行していることを、エビデンスは如実に突きつけているのである。

公的エビデンスにより避難者の窮状を把握していた泉田裕彦知事は、2016年8月25日に開催された山形・新潟・福島三県知事会議の場で、「新潟には3,248人が避難中ですが、6割が区域外避難者です。福島に帰れば『何で避難したんだ』と責められる。精神的にも大変つらい立場の方々です。そして今、住居の問題でさらに負担感が増しています。住居はまさに生活の基盤なのです」と発言している。また、「チェルノブイリでは、年間被ばく線量1～5ミリシーベルトの地域の住民には移住の権利が与えられた。日本ではその点を国があいまいにしてきた。国全体で解決されるべきだと思う」とも述べ²⁰、避難や移住の権利を認めない国の姿勢を批判していた。同会議では、山形県の吉村美栄子知事も「県内で避難指示区域以外からの避難者に対する住宅提供期間の延長を求める会を設立する動きがある」ことに触れ、「本県に避難されている方々が住宅支援を強く望んでおられることを」伝え、「更なる住宅支援の充実についてご配慮いただきたい旨」を福島県の内堀知事に伝えたという²¹。このような要望に対して、福島県の内堀雅雄知事は、「丁寧な説明を」と繰り返すのみであった。すなわち、自治体に蓄積されたエビデンスを元として、新潟・山形の両知事が、国レベルでの対処を求めても、その要望は等閑視された。結局こうして区域外避難世帯への民間借上げ仮設住宅は打ち切られた。受け入れ自治体でできる限界がここに露わになっている。

新潟県による広域支援に携わった中越安全防災推進機構の稲垣文彦氏は、福島原発事故からの多様な選択肢を望む被災者たちが、支援や賠償から振り落とされている、課題がきちんと分析されていないこと重ねて指摘していた。「きちんと分析すれば、対処のしようもある」のに、それが「よく分からない」で済ますと、「対策が進まない」。そういった意味で「新潟県が、統計を早い段階で作っていったのは素晴らしい」、「この統計のおかげで」、たとえば「新潟県では自主避難（避難指示区域外）と強制避難（避難指示区域内の人数割合）がフィフティ・フィフティだということが見えてきた」、そのことがさらなる支援につ

ながったと、同氏は語っていた²²。この言葉をいままさに思い起こしたい。事故後10年経ち、困窮する避難者の姿はますます見えなくなっていく。不可視化は、生活破壊をもたらし、その先にある人の命すら奪っている。これに対峙する方法として、可視化をはかること、エビデンスを活用すること、これが未来への第一歩である。

謝辞

本稿を完成するにあたり、宇都宮大学国際学部研究支援者、内田啓子、また宇都宮大学大学院地域創生科学研究科修士2年（当時）の許成飛と、法政大学大学院公共政策研究科修士1年（当時）の廉政による、データ整理・分析やグラフ作成補助などの協力に、感謝の意を表したい。

また本稿執筆のために、新潟県震災復興支援課課長の梁川健史氏（2020年度）、県民生活課広域避難者支援係の鈴木賢太郎氏（2021年度）、復興ボランティア支援センターやまがた」事務局長である結城健司氏、同団体のスタッフの奈良崎美紀子氏には聞き取り調査にご協力いただいた。記して感謝申し上げたい。

なお本研究は、JSPS 科研費 18KT0001、及び JP20K02130 の助成を受けている。

¹ 「復興拠点の準備宿泊延期へ 福島・大熊、線量下からず追加除染必要に」『河北新報』2021年9月21日付記事。

² 復興庁（2021）「令和2年度 福島県の原子力災害による避難指示区域等の住民意向調査 全体報告書」2021年3月、11頁。

³ 福島県（2021）「令和3年度 福島県による避難者支援事業一覧」（2021年3月）<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16055b/ps-sienjigyog.html>（2021年10月26日閲覧）。

⁴ 2021年度の「ふるさとふくしま交流・相談支援事業」のうち福島県外で活動する団体を対象とした「令和3年度福島県外避難者帰還・生活再建支援補助金」の採択団体としては、新潟県は特定非営利活動法人スマイルサポート新潟の1団体、山形県はハチドリ一滴の会、ふらっと☆輝くママの会、特定非営利活動法人やまがた絆の架け橋ネットワーク、特定非営利活動法人フードバンク山形、プラットホーム・キビタキの5団体、秋田県は東日本大震災による避難者を支援する秋田県南連絡協議会の1団体となっている。<https://www.ff-shien.jp/>（2021年10月29日閲覧）。

⁵ 実際に、相談があったのは数件程度であったとのことである。2020年5月30日に、新潟県震災復興支援課の梁川健史課長に、筆者（高橋）が電話で行った聞き取り調査による。調査では、主として、新潟県による避難者意向調査や支援、支援体制の2015年度以降の展

開についてたずねた。

- ⁶ 矢吹・川崎 (2018)、4 頁。
- ⁷ なお、家賃補助も検討したが、数千万円の予算措置が必要になるため見送ったとされている。朝日新聞「自主避難、転居費補助へ 無償住宅打ち切りで 震災被災者、県が予算案／秋田県」2016 年 2 月 23 日 (<http://database.asahi.com/library2/main/top.php> 2021 年 10 月 23 日閲覧)。
- ⁸ コンシェルジュ事業は利用数が減ったことから 2017 年で停止された (梁川氏の聞き取りより)。
- ⁹ 新潟県精神保健福祉協会編 (2019)、松井 (2021)。
- ¹⁰ 聞き取り調査による。詳細は注 5 を参照とする。
- ¹¹ 松井 (2021)。
- ¹² 東日本大震災支援全国ネットワーク HP (https://jpn-civil.net/fukushima/kakawari_katachi/organization_akita.html) (2021 年 10 月 23 日閲覧)。
- ¹³ 同上。
- ¹⁴ 朝日新聞「借り上げ住宅の期限、不安大きく 県の『被災者受入支援室』大場主査に聞く／秋田県」2015 年 3 月 12 日 (<http://database.asahi.com/library2/main/top.php> 2021 年 10 月 23 日閲覧)。
- ¹⁵ 新潟県精神保健福祉協会編 (2019)。
- ¹⁶ 松井 (2021)。
- ¹⁷ 日野 (2016)。
- ¹⁸ 青木 (2018)。
- ¹⁹ 青木 (2021)。
- ²⁰ 「自主避難者から住まいを奪うな」民の声新聞、2016 年 8 月 26 日 [<http://taminokoeshimbun.blog.fc2.com/blog-entry-38.html>] (2020 年 5 月 30 日閲覧)。
- ²¹ 山形県 知事記者会見、2016 年 8 月 29 日 [https://www.pref.yamagata.jp/020026/kensei/governor/press_conference/2016/press_conference_201608/conference_2016_0829.html] (2020 年 5 月 30 日閲覧)。
- ²² 高橋他 (2016)。

参考文献

- 青木美希 (2018) 『地図から消される街 3.11 後の「言ってはいけない真実」』講談社。
- 青木美希 (2021) 『いないことにされる私たち—福島第一原発事故 10 年目の「言ってはいけない真実」』朝日新聞出版。
- 高橋若菜 (2021) 「解消されない広域原発避難—民間借上げ仮設住宅停止以降、何が起きているのか—」『環境経済・政策研究』14 巻 2 号、21-26 頁。
- 高橋若菜・田口卓臣・松井克浩 (2016) 『原発避難と創発的支援』本の泉社。
- 辻内琢也・増田和高編著 (2019) 『フクシマの医療人類学原発事故—原発事故・支援のフィールドワーク』遠見書房。
- 新潟県精神保健福祉協会編 (2019) 『県外避難者支援における支援ニーズの変化と支援の課題

—五年間の支援活動を通して』。

- 日野行介 (2016) 『原発棄民 フクシマ五年後の真実』毎日新聞出版。
- 松井克浩 (2021) 『原発避難と再生への模索—「自分ごと」として考える』東信堂。
- 矢吹令太・川島興太 (2018) 「仮設住宅の無償提供の終了後における自主避難者の生活実態と意向—福島原発事故の発生に伴う福島県からの自主避難者を対象として」『都市計画報告集』公益社団法人日本都市計画学会、17 号、1-7 頁。
- 除本理史 (2016) 「原発事故賠償と福島復興政策の 5 年間の振り返り：避難者に対する住まいの保障に着目して」『経営研究』第 66 巻第 4 号、185-195 頁。

看過された広域避難者の意向 (1)

-新潟・山形・秋田県自治体調査に実在したエビデンス-

高橋若菜・清水奈名子・高橋知花

「宇都宮大学国際学部研究論集」第50号(2020年9月)、43-62頁

正誤表

頁・行	誤	正
p.45 図2内	新潟 2013-2019年	新潟 2011-2019年
p.50 図3内	2012年 69.8%, 13.0%, 2.8%, 14.4% 2013年 90.5%, 9.5%, 0%, 0% 2014年 81.2%, 8.1%, 0%, 10.7% 2015年 78.6%, 13.0%, 0%, 15.0% 2016年 72.40%, 7.40%, 0%, 20.3%	2012年度 86.4%, 13.6%, 0%, 0% 2013年度 70.6%, 11.2%, 0%, 18.2% 2014年度 65.1%, 10.0%, 0%, 24.9% 2015年度 60.0%, 9.5%, 0%, 30.5% 2016年度 54.9%, 9.1%, 0%, 36.0%
p.50 図4	家族構成、別居の有無(2012年)	家族構成、別居の有無(2011年度)
p.50 図5	2012年度: 38%, 11%, 2%, 49%	2012年: 45%, 17%, 3%, 35%
p.52 右上から5-8行目	「区域内避難者の実数は明らかにされていないが、約8割が区域内避難者であり、また母子避難者が多かった」	「区域外避難者の実数は明らかにされていないが、約7、8割が区域外避難者であり、また母子避難者が多かった」
p.57 図9	(100% 積み上げ表示)	(上位4位までを集合横棒表示)
p.58 左上から4行目	「民間借上住宅での延長入居を希望する避難者に対しても、現在まで継続して支援を行なっている」	「なお、民間借上住宅での延長入居を希望する避難者に対しては、一部の避難者に対して2018年3月末まで継続して支援が行われた」
p.58 図11	(100% 積み上げ表示)	(上位5位までを集合横棒表示)
p.58 右下から1行目	「JP16K12468」	「JP16K12368」

看過された広域避難者の意向 (2)

-福島県政策形成と新潟・山形・秋田県調査の比較から-

高橋若菜・清水奈名子・高橋知花

「宇都宮大学国際学部研究論集」第51号(2021年2月)、43-62頁

正誤表

頁・行	誤	正
P48 表8内	実施機関: 新潟県: 広域支援対策課(3-7)	実施機関: 新潟県: 広域支援対策課(3-6)
同上	実施機関: 新潟県: 県民生活・環境部震災復興支援課(8-11)	実施機関: 新潟県: 県民生活・環境部震災復興支援課(7-11)
同上	対象者数: 新潟県: 10.931世帯※2	対象者数: 新潟県: 10.932世帯
同上	対象者数: 新潟県: 11.825世帯※3	対象者数: 新潟県: 11.825世帯
同上	枠外の※ ² 、※ ³	削除
p.50 左16行目	(区域内外)のどちらから当質問項目が用意されていた	別に傾向分析がなされていた
同左18行目	(むしろ、)	(むしろ、)避難指示解除が続いていたこともあり、
同左下から1行目	(伴う。)	(伴う。)いずれにせよ、三県ともに共通していることは避難の
p.52 左7~8行目	実は・・・点で画期的であった。	原発避難者特例法により、住民票を移さずとも避難先で適切な行政サービスを受けられるようになったことは画期的であった。
p.52 左28-29行	特に新潟県においては8割近くを占めていた。	<削除>
P52 図22	居住形態の比較(2015) 新潟: 78.6%, 6.4%, 15.0%	居住形態の比較(2015) 新潟: 60.0%, 9.5%, 30.5%

P54 図 25	心の健康状態（新潟県・2015）、いろいろする：59%、憂鬱で気分がしずみがち：52%、孤独を感じる：44%、持病が悪化した：23%、飲酒や喫煙の量が増えた：22%、食欲がない：7%、その他：22%	心の健康状態（新潟県・2015）、いろいろする：51%、憂鬱で気分がしずみがち：55%、孤独を感じる：43%、持病が悪化した：26%、飲酒や喫煙の量が増えた：20%、食欲がない：10%、その他：21%
P60 左下から 11 行目	（ている）背景が読み取れよう。	（ている）ことは、これまでの筆者らによる聞き取りでも指摘されていた。
P60 図 35	居住形態の変化（2016 年） 山形：72.2%,9.6%,11.1%,7.0% 秋田：54.7%,10.1%,18.8%,16.4%	居住形態の変化（2016 年） 山形：66.1%,9.6%,6.1%,18.0% 秋田：46.9%,10.2%,7.8%,35.2%
同上	居住形態の変化（2017 年） 新潟：16%,6.0%,40.1%,24.2%	居住形態の変化（2017 年） 新潟：16%,7.4%,40.1%,36.4%
同上	居住形態の変化（2018 年） 秋田：15.1%,11.7%,30.2%,42.9% 新潟：20.0%,4.1%,43.0%,32.9%	居住形態の変化（2018 年） 秋田：15.1%,11.6%,30.2%,43.0% 新潟：12.8%,2.8%,59.5%,24.9%
同上	居住形態の変化（2019 年） 山形：25.0%,6.5%,36.0%,32.5% 秋田：7.1%,0%,41.7%,51.2% 新潟：15%,4.9%,39.5%,41.1%	居住形態の変化（2019 年） 山形：5.8%,6.4%,48.7%,39.1% 秋田：7.1%,6.0%,35.7%,51.2% 新潟：8.7%,1.2%,60.5%,29.6%
同上	注）公営住宅は、無償、有償の双方を含む。	※新潟県は対象世帯数より作成。 ※2016, 18, 19の新潟県の民間賃貸には、「自主避難者」優先枠ではない、自己契約による公営住宅を含む。 ※秋田県の公営住宅は特に「自主避難者」優先枠は設けられていない。 ※山形県の公営住宅には、「自主避難者」優先枠が設けられている。
P61 図 37	新潟 給料：75、預貯金：32.2、避難元で働いている家族からの仕送り：なし、年金・恩給：16.9、児童扶養手当など各種手当：17.8、東電からの賠償金：2.5、その他：11.4	新潟 給料：66.4、預貯金：32.7、避難元で働いている家族からの仕送り：なし、年金・恩給：21.1、児童扶養手当など各種手当：12.5、東電からの賠償金：21.3、その他：14.8
同上	秋田 給料：43、預貯金：20、避難元で働いている家族からの仕送り：6.7、年金・恩給：15.3、児童扶養手当など各種手当：なし、東電からの賠償金：12、その他：2.7	秋田 給料：66.9、預貯金：30.7、避難元で働いている家族からの仕送り：7.9、年金・恩給：28.3、児童扶養手当など各種手当：0.8、東電からの賠償金：14.2、その他：5.6
P61 図 39	今後の経済的な不安（新潟、2017）	今後の経済的な不安（区域外）（新潟、2017）
P62 左 10 行目	状況が改めて確認された。	状況が改めて確認された（図 39）。
P62 左下から 1 行目	「JP16K12468」	「JP16K12368」

※ データ表記に数多くの誤りがあったのは、主として、殆どの調査においてアンケート調査の実施日と公開日で年が異なっていたところ、年度と年を混同してしまったためである。また、三県において、質問の回答選択肢が異なっている場合の区分方法を再度見直し、正確を期したこともある。

Overlooked Voices of the Nuclear Disaster Evacuees Living Outside of Fukushima (3):

Critical Review of Support Measures in the Light of Evidence from Niigata, Yamagata, and Akita Prefectures

TAKAHASHI Wakana, SHIMIZU Nanako and TAKAHASHI Satoka

Abstract

As we saw in Part 1 and 2, the three prefectures hosting the evacuees from Fukushima Prefecture, Niigata, Yamagata and Akita prefectures have conducted annual surveys of evacuees until today. On the other hand, Fukushima Prefecture conducted the surveys of all evacuees in and out of the prefecture for only three years from FY2013 to FY2015, and since then the prefecture has not conducted any survey of all evacuees. Although this survey of Fukushima Prefecture was conducted in limited years, it is one of the few nationwide surveys of evacuees from both within and outside the evacuation zone, and given that it was conducted before June 2015, when Fukushima Prefecture announced that support for rented housing for evacuees from outside the evacuation zone would be terminated in March 2017, it could provide valuable evidence for understanding the overall living conditions and support needs of evacuees.

Therefore, the purpose of Part 3 is to understand the situation of evacuees based on evidence, and to verify whether the termination of the evacuee survey and housing support was appropriate based on the evidence, by positioning the municipal survey as official evidence. Firstly, we continue the cross-sectional comparative analysis of the evidence in Section IV. In Part 2, we had cross-sectional analyses of 2012-15 and 2016-19 surveys, including region of origin, reasons for initial evacuation, family structure, travel to and from the hometowns, change of residence, form of residence, and economic status. In Part 3, we start with the information needs for the period 2016-2019, and analyze the following items: thoughts on nuclear damage compensation, health status, child-rearing status, future plans, and problems and necessary support. In the comparison, we will mainly focus on numerical data, but will also use free descriptions in each survey to find overlooked voices of the evacuees. Then, in Section V, we critically examine the support measures by the Fukushima Prefecture based on the analysis in Section IV.

(2021年11月1日受理)